

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月27日
【会社名】	株式会社U K Cホールディングス
【英訳名】	UKC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗田 伸樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 発行価額の総額 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 498,629,000円

(注) 1. 本募集は、2018年6月26日開催の当社定時株主総会の決議及び2019年1月28日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストック・オプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とします。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年1月28日付で提出した有価証券届出書並びに同年2月7日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び同年2月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が、2019年2月27日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。行使価額は(注)2の定めにより調整を受けることがある。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株当たり2,069円とする。行使価額は(注)2の定めにより調整を受けることがある。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	539,840,000円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。 なお、上記金額は、2019年1月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	498,629,000円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株あたりの発行価格は行使価額と同額とする。</p> <p>2. 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p>
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株あたりの発行価格は2,069円とする。</p> <p>2. 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p>
-------------------------------------	---

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
539,840,000	2,500,000	537,340,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権が全部行使された場合の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を合算した額であり、2019年1月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した見込額を記載しています。

2 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
498,629,000	2,500,000	496,129,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権が全部行使された場合の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を合算した額を記載しています。

2 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。